

岩手県立大船渡病院テナント事業者公募に係る照会への回答等について

岩手県立大船渡病院長 中野 達也

本書は、医療局不動産管理規程に基づく不動産使用許可によるテナント事業者を選考するにあたって、応募予定者の公平性や選考の透明性を高め、同一条件下で営業計画書を策定していただくため、先に開催の説明会で「岩手県立大船渡病院テナント営業募集要項」等資料に関して質問のあった事項に対して、現時点において可能な限り回答するものである。併せて、説明会で補足説明した事項等についても明示するものである。

したがって、今回のテナント事業者公募に関して、営業計画書を作成することと直接関係しない照会等に対しては回答しないものであること。また、本書に記載した内容によりテナント事業者として決定した後の営業環境等を担保するものではないことをご承知願います。

1 問、 様式3の営業実績及び出店状況について、県外実績も対象にしてよろしいか？

答、 県外実績においても記載頂いて構いません。

2 問、 応募資格について、会社として管理している薬局が県内にあるが応募資格として満たすか？

答、 応募資格を満たしていることとして取り扱います。

3 問、 現行の保守体制について教えて欲しい。

また、保守体制について常駐しなければならないなどの要件はあるか？

答、 照会内容は、現在のテナント業者の提案内容に関わることとなりますので回答できません。

保守体制について、取り決めはありませんがその体制については、提案内容として評価させていただきます。

4 問、 テレビカードの売上げ及び視聴分数について教えて欲しい。

答、 照会内容は、現在のテナント業者の経営内容に関わることとなりますので回答できません。

5 問、 床頭台のキャスターロックについて、どの位置にあっても良いか？

答、 「岩手県立大船渡病院テレビ付き床頭台設置仕様書」に記載のとおり設置位置等については、指定しておりません。利便性等については、提案内容として評価させていただきます。

6 問、 特別室の床頭台について、仕様は異なるのか？

答、 病棟に配置するものと同様で構いません。

7 問、 現状の化学療法室の床頭台について、鍵が付いていなかったが必要ないか？

答、 仕様書のとおり必要となります。

ただし、具体的な仕様については、業者決定後に病院と協議するものとします。

8 問、 透析室のアーム式TVの設置に係る費用は事業者負担となるか？

答、 「岩手県立大船渡病院テレビ付き床頭台設置仕様書」に記載のとおり、事業者が負担するものとします。